高知龍馬空港送迎バス支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知龍馬空港発着送迎バス支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

　（助成目的）

第２条　高知県航空利用促進協議会は、近隣空港への利用客の流出を防止し、高知龍馬空港の利用促進を図るため、高知龍馬空港発着便の利用者の送迎を行う法人又は経済団体等（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、助成金を交付する。

（助成金の交付対象者）

第３条　助成金の交付対象者は、貸切バスを借上げ、高知龍馬空港発着便の利用者の送迎を行う事業者とする。ただし、別表に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

　（助成金の交付要件）

第４条　助成金の交付対象は、次に掲げる条件をすべて満たす旅行とする。

（１）バスの利用者が、高知龍馬空港発着便の利用者であること

（２）高知龍馬空港を出発又は到着地とするバスの運行であること

（３）10人以上の団体旅行であること

（４）第５条で規定するバスを借り上げる場合には、高知県内に営業拠点を　　置く貸切バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者に限る。）のバスを利用するものであること

（５）令和４年４月１日以降に出発し、令和５年１月31日まで帰着する旅行であること

（６）国又は地方公共団体から支給される旅費による旅行でないこと

（７）助成金を旅行団体又は個人に還元し、負担を軽減していること

　（助成金の対象経費、交付額及び上限額）

第５条　助成金の交付対象経費は、高知龍馬空港発着便の利用者の送迎を行うためにバス(大型・中型・小型バスのこと。以下「送迎バス」という。）を借り上げる経費とする。

２　助成金の交付額は、別表２に定める額と、送迎バスの借上経費（有料道路の料金、駐車料金、乗務員経費を含む。）のいずれか低い方の額とする。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書（第１号様式）を、送客しようとする日の10日前までに、会長に提出するものとする。

２　前項の助成金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）旅行行程が分かる書類等

（２）旅行の参加人数が分かる書類等

（３）バス借上に係る見積書の写し

（４）その他会長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第７条　会長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

（助成金の交付決定の変更等の申請）

第８条　前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更・中止承認　　申請書（第２号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）前条の規定により助成金の交付決定を受けた額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき

（２）前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更するとき（ただし、軽微な変更を除く）

（３）助成事業を中止又は廃止するとき

（助成金の請求及び実績報告）

第９条　助成事業者は、助成事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に、助成金実績報告書（第３号様式）及び助成金交付請求書（第４号様式）に　　　次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（１）航空会社等が発行する搭乗人数を証明する書類の写し

（２）旅行行程が分かる書類等

（３）バス借上に係る請求書の写し

（４）その他会長が必要と認める書類

２　助成金の交付対象者が、旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条の規定に基づいた登録を受けている事業者）である場合は、旅行者への旅行代金の請求書の写し（請求金額及び内訳が分かるもので、内訳には助成金の還元について記載のあるもの）についても提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び助成金の交付）

第10条　会長は、前条に規定する助成金実績報告書を受理した場合は、これを審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第11条　会長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この　　場合において、既に助成金が交付されているときは、助成事業者は、助成金を返還するものとする。

（１）この要綱の条件に違反したとき

（２）この要綱に基づき会長に提出した書類に偽りの記載があったとき

（３）その他助成事業の執行について、不正の行為があったとき

（助成金の返還）

第12条　会長は、前条による助成金の交付決定の変更又は交付決定の全部若しくは一部の取り消しによって助成金の額を減額したときは、交付した助成金のうち減額分について、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（状況報告及び調査）

第13条　会長は、必要に応じて助成事業者から助成事業の遂行状況について　報告を求め、又は調査することができる。

（関係書類の保管）

第14条　助成事業者は、助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了の年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第15条　この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下　　「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）で　　あるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。　　以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用　しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力　　団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有　しているとき。

別紙２（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 条　　件 | 助成金額（注１,２） | １事業者あたりの助成上限人数 |
| 高知龍馬空港発着便の利用者の送迎を行うためにバスを借り上げる経費 | 高知龍馬空港発着便を往路又は復路いずれか片道利用 | １，０００円／人 | ５０名ただし、教育旅行への助成の場合に限り、上記人数に５０名加算できる |
| 高知龍馬空港発着便を往復利用 | ２，０００円／人 |

（注１）添乗員は助成対象外とする。

（注２）申請者が負担するバス借上経費を助成上限額とする。バス借上経費には、有料道路の料金、駐車料金、乗務員経費を含む。